

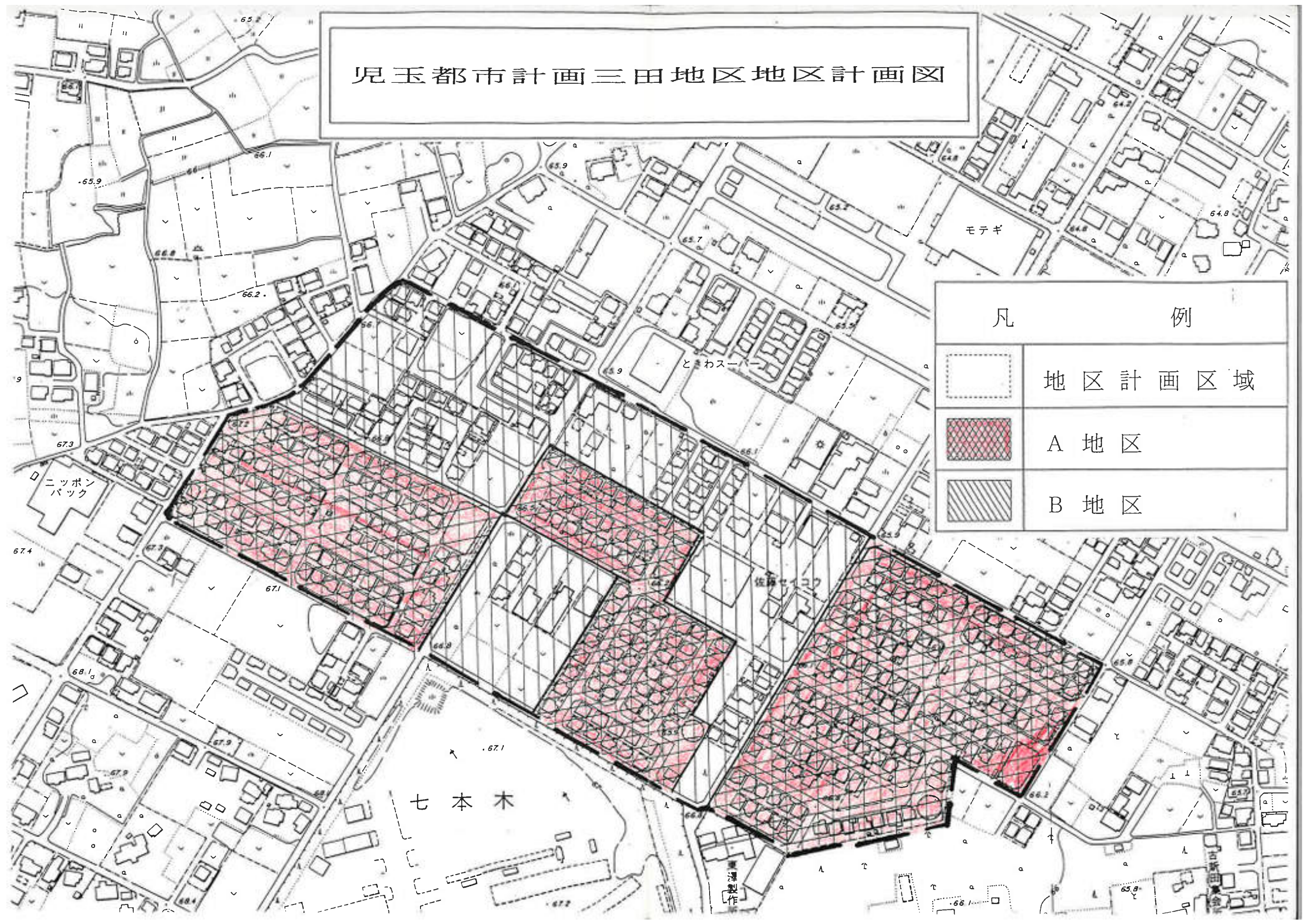
児玉都市計画地区計画の変更(上里町決定)




児玉都市計画 三田地区 地区計画を次のように変更する。

		決定告示年月日 平成8年1月5日		
名 称	三田地区地区計画			
位 置	上里町大字七本木字三田地内			
面 積	約 12.7 ha			
区域の開発整備、及び保全に関する方針	本地区は、上里町の南東でJR高崎線神保原駅より約1.5kmに位置し、周辺地域の用途指定は住居系及び工業系となっており、いわゆる工場・住宅の混在が予想される地区である。当該地区の土地利用としては、児玉工業団地及び周辺工業地に対する住宅地と位置づけ、必要な地区施設を適正に配置するとともに、敷地規模・建物の用途・容積の制限を行い、良好な住環境を確保するものである。			
地区整備計画	区域の細区分	細区分名	A 地 区	B 地 区
		面 積	約 7.1 ha	約 5.6 ha
	地区施設の配置及び規模	公園緑地	公園 6か所 2,573㎡ 緑地 10か所 3,106㎡	
	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅、共同住宅 2. 店舗、事務所等の部分が50㎡以下の兼用住宅 3. 神社、寺院、教会 4. 幼稚園、保育所、学校 5. 診療所、公衆浴場 6. 巡査派出所、公衆電話所 7. 床面積の合計が150㎡以内の店舗、飲食店 8. その他公益上必要なもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. A地区の1～7項に記載した建築物 2. 大学、専門学校、専修学校 3. 病院 4. 床面積の合計が500㎡以内の店舗、飲食店 5. 2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	5/10	
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10/10	
		敷地面積の最低限度	150㎡	
		建築物の高さの最高限度	10m	
	かき又はさくの構造の制限	計画図表示の境界線に設けるかき又はさくの構造は、生け垣又は高さ1.5m以下の鉄柵・金網等で透視可能なフェンスとする。 また、基礎を構築する場合、基礎の高さは設置する地上面から60cm以下とする。		
	備 考	地区計画区域の拡大		1.3ha
	地区整備計画区域の拡大		A地区 約 1.3ha	

「区域、地区施設及びかき又はさくの構造の制限に関する境界線の位置は計画図表示のとおり」

児玉都市計画三田地区地区計画図



凡 例	
	地区計画区域
	A 地区
	B 地区